

空き家バンクを活用してみませんか？

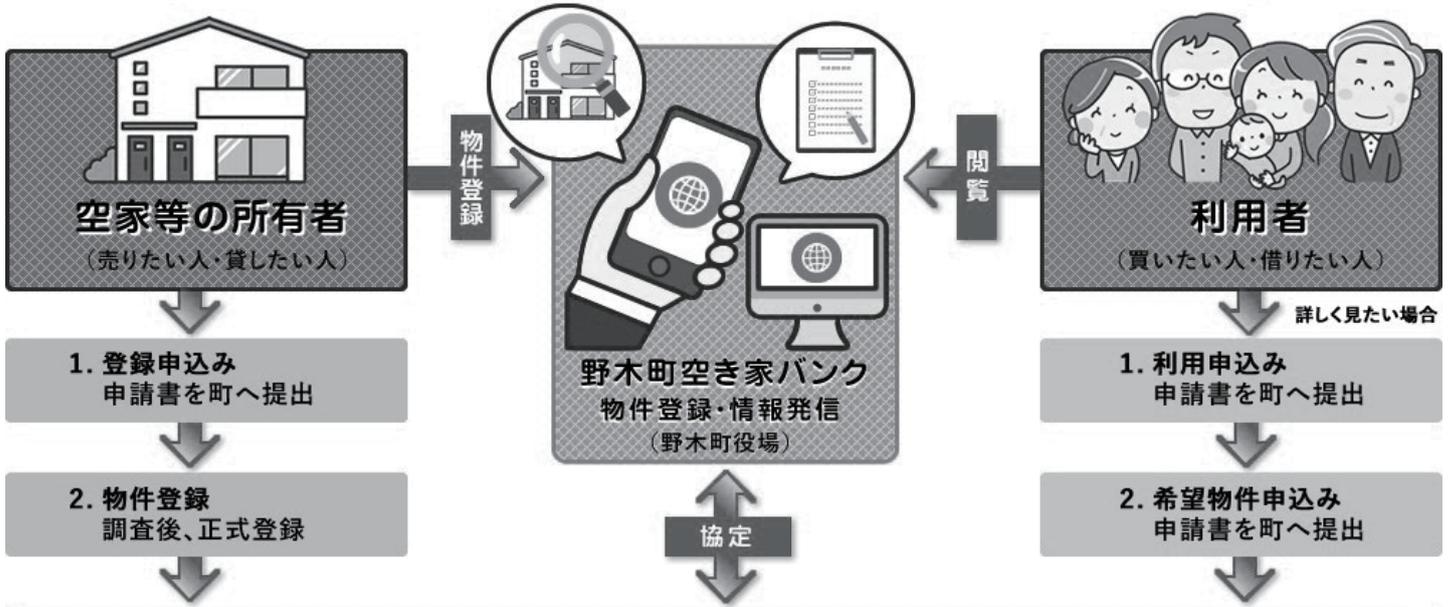
問政策課 ☎(57)4178

野木町空き家バンクでは、空き家の登録情報をホームページなどで公開し、売買や賃貸借のマッチングを行っています。空き家を売りたい・貸したい方や買いたい・借りたい方はぜひご利用ください。

野木町空き家バンクへのアクセスはこちらから▶



野木町空き家バンクの流れ



(公社)栃木県宅地建物取引業協会【協力媒介業者】

3. 交渉・契約

交渉・契約手続きは媒介業者を通して当事者間で行っていただきます。
※成約時には宅地建物取引業法に基づく媒介手数料が発生します。

登録対象となる空き家

町内に存する一戸建ての住宅で、住居として利用可能な住宅(併用住宅を含む)及びその敷地
※野木町空き家バンクへの登録可否の判定は、登録要件や書類・現地調査等により総合的に判断します。

空き家バンク登録物件を対象に、下記補助金を交付します。

- 【対象】○野木町空き家バンクの登録物件の所有者(売りたい人・貸したい人)
○野木町空き家バンクの利用者(買いたい人・借りたい人)

- 【補助額・要件】○売買または賃貸借契約において空き家バンクを使用して締結または書面による同意を得ていること
○町税を滞納していないこと
○利用者が申請する場合は空き家所有者の3親等以内の親族でないこと

リフォーム工事	家財処分
<ul style="list-style-type: none"> 費用の2分の1以内(限度額50万円)を補助 工事に要する費用が20万円以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> 費用の2分の1以内(限度額10万円)を補助 家財処分に要する費用が5万円以上であること 家財処分の実施は一般廃棄物処理等の許可業者であること

※それぞれ1住宅または1人に対し1回限りの交付です。申請方法など詳しくはお問合せください。